

## 香椎税務署

- ▶ 受付期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝日を除く  
ただし、2月25日(日)は、確定申告会場を開設します。
- ▶ 受付時間 9時～16時
- ▶ 受付場所 香椎税務署  
※香椎税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用ください。  
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。配布方法などは、香椎税務署にお問い合わせください。  
※注意事項などは広報すえ令和6年1月号の18ページに掲載していますのでご確認ください。

### 入場整理券配布方法

- ・会場で当日配布
- ・LINEアプリによる事前発行(国税庁LINE公式アカウントから友だち追加)



☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)

## 確定申告～自宅で簡単e-Tax～

▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告会場へ出向かずに、スマートフォンやパソコンから確定申告をe-Taxで送信(提出)できます。

STEP 1  
国税庁ホームページへ  
アクセス

スマートフォンの人はこちら→ 作成コーナー 検索

STEP 2  
申告書を作成

画面の案内に従って金額などを  
入力するだけで、申告書が作成  
できます。

さらに、スマートフォン申告なら…  
スマートフォンのカメラで  
給与所得の源泉徴収票を  
読み取り自動入力できます!



### 確定申告書等作成コーナー の操作方法

#### 操作マニュアル

福岡国税局 操作マニュアル

福岡国税局オリジナルの  
操作マニュアルを掲載!

#### 動画でチェック

動画で見る確定申告

STEP 3  
申告書を送信

### ●マイナンバーカードを使って送信

作成した申告書データはスマートフォン・パソコンに保存でき、  
いつでも申告書控えが出力可能です。

### マイナンバーカードを使った確定申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード2種類  
①利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)  
②署名用電子証明書パスワード(英数字6～16桁)※英字は大文字
- マイナポータルアプリのダウンロード

☎ 税務課 賦課係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135)



## 町県民税申告・所得税確定申告を忘れずに

申告に必要なものは、広報すえ令和6年1月号の16～17ページに掲載していますので、ご確認ください。

### 町県民税の申告

- ▶ 受付期間 2月1日(木)～3月15日(金) ※土日祝日を除く
- ▶ 受付時間 8時30分～17時15分
- ▶ 受付場所 役場1階 税務課窓口(6番窓口)
- ▶ 対象者 所得税の確定申告が必要ない人でも収入がある場合は、町県民税申告が必要です。
  - ・個人年金や生命保険の満期一時金、解約返戻金、損害保険の満期返戻金などを受け取った人
  - ・町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除などの控除を適用する人収入がない人でも、町県民税申告が必要な場合があります。
  - ・町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
  - ・児童手当や児童扶養手当を受給または保育所などの入所手続きをする人
  - ・所得(非課税)証明書が必要な人※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人は、町県民税申告の必要はありません。  
※公的年金等に係る所得のみの人は町県民税申告の必要はありません。(ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除内容を適用する人は町県民税申告が必要です。)  
※町県民税申告か確定申告か判断できない場合は、申告で必要なものをご用意の上、役場1階 税務課窓口までお越しください。

### 所得税の確定申告

#### 須恵町役場特設相談会場

##### 【一般申告】

- ▶ 受付期間 2月16日(金)～2月28日(水)、3月4日(月)～3月15日(金) ※土日祝日を除く
- ▶ 受付時間 9時～11時40分/13時～16時20分(3月15日(金)のみ9時～11時40分)
- ▶ 受付場所 役場1階 保健センター
- ▶ 対象者 給与・年金・個人年金・一時金などの収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または確定申告することにより所得税が還付される人。  
※営業・不動産・農業・利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入を含む申告や、住宅借入金等特別控除を含む申告、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

##### 【営業・不動産・農業申告】

- ▶ 受付期間 2月29日(木)・3月1日(金)
- ▶ 受付時間 9時～11時40分/13時～16時20分  
※申告会場への入場は、予約時間の10分前からです。
- ▶ 受付場所 役場1階 保健センター
- ▶ 対象者 営業・不動産・農業の収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または確定申告することにより所得税が還付される人。  
※利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入を含む申告や、住宅借入金等特別控除を含む申告、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

※須恵町役場特設相談会場での確定申告は、須恵町公式LINEや電話での事前予約が必要です。

下記の須恵町公式LINEまたはコールセンターから予約してください。

注意事項などは広報すえの令和6年1月号16ページに掲載していますので、ご確認ください。

須恵町公式LINE  
追加QRコード



コールセンター  
電話番号

☎ 957-0335  
受付時間 9時～17時

※土日祝日は  
繋がりません